

人間文化研究機構経営協議会規程

平成16年4月9日
人間文化研究機構規程第4号
平成16年 5月10日改正
平成17年10月 1日改正
平成18年 3月 6日改正
平成21年 9月 9日改正
平成24年 4月26日改正
平成26年 3月26日改正
平成26年12月 2日改正
平成28年 4月 1日改正

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程第15条の2に基づき、人間文化研究機構(以下「機構」という。)に置かれる経営協議会の組織及び運営について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 経営協議会の委員の総数は25名以内とし、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 機構長
- (2) 機構長が指名する理事
- (3) 機構の大学共同利用機関の長
- (4) 機構の役員又は職員以外の有識者
- (5) 事務局長

2 前項第4号の委員は、教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命する。

3 前項第4号の役員又は職員以外の有識者の委員の数は、委員の総数の過半数とする。

(任期)

第3条 前条第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 経営協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての文部科学大臣に対する意見に関する事項のうち、機構の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、機構の経営に関するもの
- (3) 会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他機構の経営に関する重要事項

(議長)

第5条 経営協議会に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を招集し主宰する。

(議事)

第6条 経営協議会は、過半数の委員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 経営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 議長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 経営協議会の庶務は、本部事務局総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定める者のほか、必要な事項は機構長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以降最初の委員に係る任期は第3条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成16年5月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以後、新たに加わる4号委員に係る任期は第3条の規程にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成24年4月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以後、新たに委員として加わる第4号委員に係る任期は第3条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。